

タイヤ管理要領について（通達）

昭和 50 年 2 月 21 日
陸幕武第 71 号

改正 平成 10 年 3 月 26 日陸幕武化第 172 号 平成 19 年 3 月 28 日陸幕法第 61 号
平成 30 年 3 月 14 日陸幕法第 104 号

陸 上 総 隊 司 令 官
各 方 面 総 監
各 部 隊 長 殿
各 機 関 の 長

陸上幕僚長の命により
総務課長

（例規 75）

タイヤ管理要領について（通達）

標記について、平成 10 年 3 月 26 日以降陸上自衛隊における車両及び火砲に使用する新品及び更正タイヤ（スノータイヤを含む。）の補給、使用及び後送等に関しては、関係諸規則及び整備諸基準等によるほか、細部は補給統制本部長が別に定めるところにより実施されたい。

なお、陸幕発武第 269 号（36. 5. 16）「タイヤ管理要領等に関する通達」（例規 75）は昭和 50 年 3 月 31 日限り廃止する。